

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市牧園・横川地区し尿処理場
- 2 指定管理者 鹿児島県始良郡湧水町恒次字浜場8番地10
株式会社 三州衛生公社
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市牧園・横川地区し尿処理場の概要

- (1) 施設名 霧島市牧園・横川地区し尿処理場
- (2) 位置 霧島市牧園町宿窪田1516番地
- (3) 建築年度 平成11年度
- (4) 構造・面積 構造：鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
敷地面積：6,845㎡ 建物面積：1,678㎡
処理能力：36k1/日
処理方式：膜分離高負荷脱窒素＋高度処理
- (5) 設置目的 霧島市の区域内で排出される（市長が特別に認めるものを含む。）
生し尿及び浄化槽汚泥を安全、安定的に処理し、環境衛生上支障のないように排出する。
- (6) 年間処理実績 生し尿：2,495k1（令和2年度実績）
浄化槽汚泥：8,894k1（令和2年度実績）
合計：11,389k1（令和2年度実績）
- (7) 年間手数料実績 1,995,175円（令和2年度実績）

2 指定管理者の概要

- (1) 団体の名称、代表者及び所在地
名称 株式会社 三州衛生公社
代表者 代表取締役 石川 武則
所在地 鹿児島県始良郡湧水町恒次字浜場8番地10
- (2) 組織
設立年月日 昭和51年3月30日
資本金 1,000万円
従業員数 52人
主な事業内容
 - ・一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する事業
 - ・浄化槽の保守点検、清掃及び補修に関する事業
 - ・排水処理施設の運転管理に関する事業
 - ・産業廃棄物の収集運搬及び処分に関する事業
 - ・下水道処理施設及びその他処理施設の維持管理に関する事業
 - ・側溝、用水路の浚渫、清掃に関する事業
 - ・産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理業
 - ・土木並びに建築の設計監理施工
 - ・電気工事及び配管工事業
 - ・排ガス、排水、産業廃棄物の分析業務等

3 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会においては、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、各委員（9人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

その結果、株式会社 三州衛生公社の評点の合計が選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として適当であると認められたところであり、その選定に当たっては、次のような意見が出された。

（主な選定意見）

- ・機械が壊れてから対応するのではなく壊れる前に対応することで故障の拡大等を防ぐ予防保全的維持管理体制の考え方に基づく日常点検及び月1回の精密点検の実施を評価する。
- ・機器メンテナンス方法の見直しによる重油使用量等の削減実績を評価する。
- ・長期的な従事者の確保、技術者の養成を行っていることや、市内雇用の実績を評価する。
- ・施設の指定管理者の指定を受け10年目であることや、当施設と同種の施設である湧水町衛生処理場の指定を受け14年目である管理実績を評価する。